◇災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二〇号）（財務省）

1　年の中途で出国をする場合の確定申告書に係る所得税につき決定を受けたことにより還付される金額がある場合において、その年分の所得税の額から控除すべき源泉徴収税額及び予納税額の計算方法等の細目を定めることとした。（第一〇条の二関係）

2　この政令は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（財務省）

1　免税物品等の譲渡の申請書について、譲渡人及び譲受人の押印を要しないこととした。（第四条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二二号）（財務省）

1　次に掲げる特例措置の適用期限を一年延長することとした。

㈠　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置（第七二条関係）

㈡　酒販組合に関する経過措置（第一一〇条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（財務省）

1　財産債務調書の提出義務の判定の基礎となる所得税の還付申告書の範囲の細目を定めることとした。（第一二条の二関係）

2　この政令は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二四号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（財務省）

1　企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特定事業活動振興計画に係る措置の対象となる減価償却資産の範囲を定めるとともに、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置につき、提出新産業創出等推進事業促進計画の変更により新たに新産業創出等推進事業促進区域となった区域等における本措置の適用を受けることができる期間の細目及び対象となる減価償却資産の範囲を定めることとした。（第一二条の二の二、第一七条の二の二及び第二二条の二の二関係）

2　特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度の対象となる被災雇用者等の範囲における平成二三年三月一一日において被災雇用者等が雇用されていた事業所の所在する区域及び同日において被災雇用者等が居住していた区域について、復興特別区域基本方針に即して内閣総理大臣が定める区域とすることとした。（第一二条の三、第一七条の三及び第二二条の三関係）

3　企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、特定事業活動振興計画に係る措置の特定被災雇用者等の範囲を定めるとともに、新産業創出等推進事業促進計画に係る措置につき、認定事業者に該当しないこととなった場合等における本措置の適用を受けることができる期間の細目及び対象となる雇用者の範囲を定めることとした。（第一二条の三の二、第一七条の三の二及び第二二条の三の二関係）

4　新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等について、提出新産業創出等推進事業促進計画の変更により新たに新産業創出等推進事業促進区域となった区域等における特別償却の適用を受けることができる期間の細目及び開発研究等の範囲を定めることとした。（第一三条、第一八条及び第二三条関係）

5　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における被災区域から東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域への買換えについて、その区域の範囲を定めることとした。（第一四条、第一九条及び第二四条関係）

6　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用対象となる住宅用の家屋について、床面積の下限を引き下げる等の見直しを行うこととした。（第二九条の二関係）

7　この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一二六号）（財務省）

1　予納特別税額に係る還付加算金の額の計算方法等について、所要の規定の整理を行うこととした。（第七条、第八条、第一〇条及び第一三条関係）

2　この政令は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二七号）（財務省）

1　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る居住の用に供する期間等の特例について、特別特例取得に係る特例の適用対象となる住宅の新築取得等の契約締結の期間、特例特別特例取得に係る特例の適用対象となる特例住宅の新築取得等の契約締結の期間及び特例居住用家屋に該当する家屋の床面積その他必要な事項を定めることとした。（第四条の二関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令（政令第一二八号）（財務省）

1　軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿に係る電磁的記録等の備付け等が行われる日を定めることとした。（第二条関係）

2　軽減された過少申告加算税を課さない部分の税額の計算方法を定めることとした。（第三条関係）

3　加重された重加算税が課される部分の税額の計算方法を定めることとした。（第四条関係）

4　この政令は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令（政令第一二九号）（財務省）

一　たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第九号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第一条及び第三条関係）

二　たばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（たばこ税法施行令の一部を改正する政令附則第四条及び第六条関係）

三　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。